

Title	我国の労働法に関する最近の収獲
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.11 (1926. 11) ,p.1492(126)- 1502(136)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261101-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

我國の勞働法に關する最近の收穫

我國の勞働法に關する最近の收穫と題して此處に紹介せんとするのは商學士山中篤太郎氏の「日本勞働組合法案研究」と法學博士末弘嚴太郎氏の「勞働法研究」の兩書である。

前者は著者が研究員たる横濱社會問題研究所に於て發表したる講演の原稿と報告の原稿とに多少の添削をなし聯絡を有たしめて、一卷に收録したものであつて、其表題によつて窺ふことを得るが如く、我國に於ける勞働組合法案を唯一の研究對象としたものである。今其結構の概要を見れば、著者は先づ其「序論」に於て勞働組合の成立、勞働組合の價値、我國に於る勞働組合と法律に筆を起し、「我國に於る勞働組合法案の推移」に於て大正八年より昨十四年に至る勞働組合法の制定に關する運動を概觀し、然る後、本論たる「社會局原案の考察」と之に對して加へられたる行政調査會の修正を參照して得たる「政府確定案の考察」を詳述して、最後に「結收」を以て本文を完了して居るが、尙參照すべき諸勞働組合法案并に參考すべき時事文獻を「附録」として列擧する等、誠に用意周到である。

著者は勞働組合の意義及び自己の研究態度に關して「社會局原案の考察」の叙論の冒頭に於て、明快に次の言をなして居る。即ち「勞働組合法の近代的な意味は、新しき社會現象、勞働組合運動なるものを法律秩序の中に包みこむるにある。従つて夫は從來不當に壓迫し、或は不當に無視してゐた舊法律の自己改造である。だから勞働組合法の中心部分は何にしてこの不當な壓迫と不當な無視とを改廢するかに存する」(五六頁)と。

續いて原案が法律的取扱を與へんとする勞働組合は「勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者十人以上ノ團體又ハ其聯合」であつて、此外勞働組合は「組合員ノ共濟修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコト」を得るを述べ、先づ目的規定の内容を觀察し、「勞働條件ノ維持改善」(六二―六五頁)、「共濟修養其ノ他ノ共同利益ノ保護増進」(六五―六六頁)の何なるかを明かにし、第一項の中に「勞働條件ノ維持改善」其ノ他共同利益ノ保護増進」ヲ目的トスル」團體と附加訂正すれば、共濟修養等の文字を用ひずとも事足りるであらう(六八頁)ことより進みて、勞働者の實際的意味を明瞭にし、小作人組合が原案の適用範圍内に在らざる事を叙し(七八―七九頁)、然かも「この、勞働者」とは所謂勞働者を無差別に含むべきものであり、行政調査會にて農業、林業、漁業勞働者を除外せんとしたのは誤つてゐる(七九頁)と云ひ、失業せる勞働者、勞働者以外の者、法律上の無能力者即ち妻及び未成年者、外國人の加入前に就て論じ(八九―九六頁)、組合加入者の數を十名以上に制限する規定は、之を廢する方却つて妥當であるとなしてゐる(九六―九九頁)。而して最後の「勞働者ノ團體又ハ其聯合」と云ふことに關しては、其間何等の組織範圍乃至紐帶上の要件の示されざること、斯の如き要件は區別の曖昧なること、或は却て「自助運動たる組合を去勢し無意義たらしむる恐れがあり」有害なることを述べてゐる(九九―一〇六頁)。

斯くて著者は是等勞働組合の定義の諸要素の内容を個別的に檢したる後、定義の全體としての意義を明かにし、「法律的取扱を與ふる條件の設定に當つては、現狀に人爲的改變を作用し、或は現存する運動の部分せば法律より拒否し除外せんとするが如き事は、慎むべき目的背反である」(一〇八頁)「法律が勞働組合に作用し得る範圍は、保護にせよ取締にせよ法律による指導や定型化を含まない。

夫等は當さに組合法構成要素から除かるべきである。法律は自己自身の領域を踏越えてはならない。資本家は自利心を拂拭して經濟の眞如に味到せねばならぬ。法律的定義は「條件」と「定義」との混同によつて法律の規定を逆用して、經濟事實を不自然に歪めんとする迷妄より醒めねばならぬ」と結んでゐる(一一四頁)。

而して労働組合が法律的取扱の利益を享けんとする場合の第二次的條件たる義務と監督に關しては、著者は公共的關係を主とする届出、報告、備付の義務を詳細に分析して研究し(一一五—一二六頁) 地方長官に監督の権能を附與し裁判所に附與せざりしことを追及し(一二七頁)、更に「公益を害する場合には、組合に解散の命令を降し得べき規定を設けんとする議ありしに至つては寧ろ驚嘆に値する」(一二九頁)「不安なる解散命令によつて組合法案を認可主義の色に染めようとする」が如き法律は「社會正義の目標たる法律の名の爲に極力拒否すべきは論なき所である」(一三二頁)と一蹴してゐる。

以上の如き數種の條件の下に労働組合に與へんとした組合運動自由の承認は、第一に所謂加入權の保護であつて、傭主が労働者を組合員たるの故を以て解雇することを禁じ、之に違反する時は過料を以て罰する第十一條及び第二十一條の規定が之である。著者は之に對する資本家的見解を駁し(一二四—一二四頁)、此規定は「組合法の不可缺の中心規定でなければならぬ」(一二九頁)と主張し、更に其實際的效果に論及し(一二四頁—一二四頁)、「要は依然として法律よりも組合の力にある」(一二三頁)ことを觀破してゐる。次に第二の承認は労働協約の合法性及び強行性の規定で、原案第十二條が夫であるが、著者は前段と同様先づ資本家的謬見の批判より論歩を進め(一四七—一五四頁)「労働協約の強行性の文字に自由の束縛を概く資本家も亦充分既に労働協約は強行せられて現存すと夢みる労働者も、共に一種の幻想に喜悲するの愚に過ぎない」(一五七頁)と能く中正鯨肯の論斷をなしてゐる。

原案は更に希望によつて労働組合に對し法人格の取得を承認する。然し著者は先づ其現在の我國に於ける必要程度より説き起し(一五八頁以下)、此問題は財産權、訴訟權の確定のみに終らず、爭議の賠償責任の問題に係はること、イギリス及びアメリカの歴史に徴するも右の責任免除を確定することは「忽緒に附し得ざる組合法中の重要事と見ねばならぬ」(一六八頁)理由を説明する。

而して著者は以上の如き團結權、労働協約に續いて罷業權の觀察を忘れず(一六九頁以下)、「罷業權の禁止は組合團結容認の假面の下に斷行し得る丈より、開明的詐欺政策であると云はねばならぬ」(一七〇頁)「喩へて見れば、罷業即ち労働の賣控は資本主義經營に於ては生産の賣控所謂操業短縮であらう」(一七一頁)。「然るに、特に労働者の爭議の場合にだけ、社會産業に損害を及ぼすと一般が見る傾があるのは、非常に不公平ではないか」(同頁)「されば民法第四十四條を準用せざらんとした社會局案の態度は當さに支持せらるべきである」(一七二頁)が、之を法人たる労働組合に局限するは餘りに狭きに失するといひ、著者は最後に免稅規定を一瞥したる後、原案考察の「結論」に入り、原案の採りたる原則、届出主義の意義を論じ(一七八頁以下)、労働組合側が好意を以て之が支持に努めんとするに反して資本家側が之と全く反對の態度に出たること(一八二—一九四頁)、而して言論に現はれた輿論が多く前者の側に立ちたるに、政府部内に於いて行政調査會の意嚮は後者の側に傾き、労働組合法要綱には資本家的意見が多數織込まれるに至つたこと、之に對して労働者が惡法反對の大示威運動を惹起したることを叙して「確定案の考察」に移つてゐる。

確定案の批判は其第十四條が原案第十一條の規定を存置したるも、之に對する違反の所罰を削除し、「勵行の鍵の所在をむき出しに示す事となつたのは必ずしも悪いとは云へない」(二〇五頁)と云ふに始まり、次で労働爭議に關する損害賠償の責任を免除したる確定案第十五條は原案より明確な

るを多とすれども、尙依然として曖昧であることを一々摘發し(二〇七—二三三頁)、拙劣又は欺瞞を改めて明快直截に規定せんことを求めてゐる。次に原案より削除せられたる労働協約の强行性と所得税營業税の免除に就て、之が削除理由として示されたる時期尙早論の非を擧げ、免税の制限は實際の影響大ならずと雖、尙「少しでも改悪を見たる事は遺憾である」(二二四頁)と云つてゐる。斯の如くして僅に二個の権利が組合の爲に保留せられ、然も課せらるゝ條件は分割表現せられ、或は加重せらるゝことゝなつたのである。而して「我が國の労働組合法は労働組合公認法案から労働組合取締法案に變生せりと惡罵せらるゝ所以は、正に此の兩個の部分に起りし變更に由來する所甚だ多い」(二二五頁)。

先づ原案に於て定義條件として一括せられた規定は確定案に於ては數個條に分たれるのであるが、其第二條は原案を踏襲し、新に挿入せられたる第十三條は「干渉の臭味あるを否定し難い」(二二七頁)ものであり、「第十條の基金に關する規定は政治行動の抑制を目的として」設けられたものである(二二七—二三三頁)。而して構成條件の第二は産業別職業別の條件と單位の條件及び解散規定で之に就て著者は次の如く云ふ。組合は第一條によつて「同一又は類似の職業又は産業の労働者の組織するものみに法律上の取扱を與へんとし、之には例外を認むるも第三十三條の規定は「軍部工場に對して悪用される危険は甚だ大である」(二三三頁)。斯の如きは原案の「無礙なるに戻るべきである」(二三九頁)。次に組合單位の規定に就ては、人類の制限を除外せるは確定案の一進歩であるが、聯合體が全て法律から除外せられたことは看逃し難い」(二四〇以下参照)。斯くの如くして「一組合と同様なる産業別聯合體は敢て云ふまでもない、評議會、總同盟さては全國總聯合等の労働組合の諸機關に、その正當なる機能を行ひ得べき事を保證せずして、而も現状をありの儘に承認する事を原則とする労働組合法と言ひ得るであらうか」(二四九—二五〇頁)と。

取締條項は大體に於て原案と同じく義務規定と監督規定より成るが、「法人格が法案適用の必要條件となつたので、其の爲に届出主義の本旨は没却せられ認可主義に著しく近接するに至つた」(二五七頁)。斯の如き精神は「労働組合が本來持つ権能をば不自然に掠奪し滅殺せんとするものであつて、さうした行動の結果は運動の秘密化暴力であることは、餘りに明白な論理である」(二五八—二五九頁)。「最後に組合がくゞるべき條件の門は最も暗く且雜澁である。曰く地方長官の決議取消權(第十七條)、規約變更命令權(第十八條)及び主務大臣の解散命令權(第十八條)是である」(二六一頁)。「解散命令は謂はゞ「死刑執行」であるが」(二六二頁)「殊に解散命令權の處在を檢するとき、確定法案が殆ど世界に絶せる壓迫規定であり、我國獨得の労働組合撲滅法である實狀を暴露する」(二六三頁)と極論したる著者は、更に「春秋の論に擬するならば、變裝せる認可主義、脅迫的な解散命令こそ階級闘争の布告であり、「危険思想」の本山である」(二六七頁)と喝破してゐるが、續いて此法案は「未だ充分に」取締法案に變生し了せざる重大なる一點を残す」(二六八頁)、而して「夫は専ら法人格の取得の自由でふ事に存する」(二六九頁)。「この大穴の存在によつて政府確定案は徒爾なる労働組合取締法案なる形を描出した」(二七二頁)、之を以て労働組合運動者には忿懣、取締法案論者には失望を惹起さしめ、結局何人の側よりも十分の支持者を得難きことを以て最後の「一撃を加へて居る」。以上は著者が言はん欲する要旨の大意を見んと欲して全卷三百卷を辿つたに過ぎない。之丈けでは、著者の諸法案に對する分析的及び綜合的批判の全班を示すに足らざるは勿論、觀察の精緻、論理の澄徹、文章の明析等本書の有する特徴を示さんとすることも到底及ばないのである。

次に末弘博士の「労働法研究」は昨年及び今年の二個年間に雑誌「改造」其他に於て發表せられたる労働組合法論、根本的に改悪せられたる労働組合法案、「労働組合取締法案」を評す、労働協約と法

律、就業規則の法律的研究、労働争議調停法解説、公益企業と同盟罷業の諸篇に新に佛國の新職業組合法、佛國労働協約法の二篇を加へて編成せられてゐる。而して之を量の上より觀察すれば最初の三篇、即ち前段紹介したる山中氏の著書が主題としたる我國の労働組合法案を主として取扱へる論文は、殆んど二百八十頁に亘り全紙數の過半に及んでゐる。是等諸篇の價値に就ては既に世に定評あり、吾人の贅言を要しない處であるが、再び精讀の機會を與へられたるに際し、殊に數句を出でずして前者と並び世に現れたるに際し、其要旨を紹介し、以て弘く之を讀書君子に推薦せんと欲するのである。

著者は其「労働組合法論」の第一章に於て、契約自由の原則は平等者相互間に於てのみ正しく成立し得ることより説き起し、労働契約が其本質上之を契約自由の原則に一任すべからざること其理由を擧げ、資本主義經濟組織の下に於ける労働者は「契約自由の名目の下に實は強制的に既定の與へられたる環境の中に押し込められつゝある」こと、「對等者として資本に對立し、平等の關係に於て之と契約を締結する爲には」、「團結の力によつて労働の賣り止め賣り控へを行ふことが出来ねばならぬ」、而して「労働組合の労働組合たる所以は團體取引に在る」、此本領を労働法の研究者は握捉せねばならぬことを論じ(二五—五四頁)、第二章に於ては「今日我國の労働者が團結の力によつて資本家と對等の地位に立ちつゝ之と平等の取引を爲す」が爲の三種の障害を擧げる。即ち其一是、労働組合の組織を阻害すべき各種の刑罰法令であり、其二是資本家の壓迫、其三是法律の之に對する態度であると云ふ(五五—六四頁)。而して節を分ちて第一に刑罰規定たる治安警察法、各府縣の警察罰則、一般刑法中の諸規定を評論し(六四—九四頁)、第二節に於ては備主の壓迫と法律に就き「團體交渉の拒否」、「組合員の雇入拒否」、「損害賠償の請求」を内外の判決等によつて説明し(九五—一一五頁)、第三節に於ては労働組合が一つの人格なき社團たるべきことと之に關する現行法上の性質を説明してゐる(一一六—一二九頁)。是等の所論は労働組合法論の主要部分の一たるは勿論であるが、就中、刑法の刑罰規定の適用、人格なき社團たる労働組合の取扱の如きは、我國の労働組合法案を研究する者に採りて特に注意を拂ふべきものである。

第三章「労働組合法制定に關する諸問題」は所謂社會局原案たる労働組合法案に對する批判とも云ふべく、之を山中氏の著書と對照すれば一層興味湧然たるものがあるであらう。著者は「國家が労働組合法を制定するについての根本精神は、飽くまでも斯くの如き既存の社會的存在に向つて如何なる法律的取扱を與ふべきかを考慮する點に存せねばならない。法律を以て労働組合を定義し、社會の労働組合を總て其鑄型の中に入れて仕舞はうと考ふるが如きは抑も甚しき謬りである」(一四八—一四九頁)と先づ法律に於て或事項を定義する目的を明にし、「定義の批評に際して爲さるべき主要の考慮」は「法律の與へんとする取扱を其定義する労働組合にのみ限ることが妥當なりや、又は其取扱を定義に相當する組合の總てに與ふるは廣きに失せずや等の諸點」であること云ひ(一五二頁)原案第一條を掲げて組法定義と組合の目的範圍を示し、法案の與へんとする四種の利益(第四、十、十一、十二の各條)と六種の監督規定、即ち届出義務、報告義務、備付義務、地方長官の取消變更命令、法人たる組合の登記義務を要約し(一五六—一五七頁)、先づ定義の分析的研究に入り「労働條件ノ維持改善」を審議し(一五七—一六四頁)、人數の規定を挿入するに反對し(一六七頁)、然る後定義に關聯して「労働者」の意義、次に組織の單位、労働組合の聯合の問題を簡潔に處理して(一六八—一七五頁)第一節を終つてゐる。而して是等の問題は既に紹介したる山中氏の著書には一層詳述せられてゐる處である。

労働組合の法律的保護を論ずる第二節に於ては、我國に於ける各種の刑罰法令が労働組合の組織行為の妨害をなすの事實に鑑み「刑罰法令廢止の宣告的規定はやはり之を労働組合中特に其冒頭に

之を置くべきで」ある事を主張し(一七七頁)、資本家側の妨害の第一、雇傭拒絶を禁止する第十一條及び第二十一條に反對する意見を検討し(一七九頁以下)、其無用の規定ならざる事を力説する(一八一頁以下)。而して資本家側の妨害の第二、團體交渉の拒絶に對して「一定の條件の下に團體交渉を受け付ける義務を負担せしむべき規定を設けねばならぬ」のであるが、原案第十二條は十分ならざる旨を明かにし(一八四頁)、妨害の第三、損害賠償の訴を救済する原案第六條即ち民法第四十四條の適用を排除する方針を採るに至りたる態度を以て「不當なりとするものである」(一八六頁)と云ひ、之を支持する三個の理由を擧げ、寧ろ斯る根據は「同盟罷業の適法性に求むべきであり、従つて若しこの點に付て規定を設けんとするならば、先きに一言した刑罰法令廢止の宣言的規定と併べて」宣言するのが最も當を得た立法方法であらうと考へるのである(一八七—一八八頁)と云ふ。次に労働組合の發達の妨害せらるゝ、「私法的権利保護の全然拒絶せられ」たる點に就ては、原案第四條を至當なりとし(一八九頁)、尙組合保護の一方法たる免稅の規定(第十條)より「營業稅免除の事は初めより右の列擧中より除く方が理論上正當であらう」(一九九頁)と論じてゐる。

次に第三章第三節に於ては國家の監督を論ずるのであるが、著者は届出義務に就て「自ら法人格の取得を希望する程の組合に付いてだけ登記義務を課し」其他の小さき組合にまで特別の義務を課せざるを「遂に賢明であるやうに考へ」(一九七頁)、財産報告の義務に關する規定は寧ろ之れを削除し、法人たる組合即ち第三者との財産的交渉を生ずる虞れある組合に限つて、財産目録の調製備付を命ずることにして置きさへすればよいと思ふのである。次に第二の監督方法たる規定、即ち地方長官の有する規約并に決議に對する取消又は變更の權能に關して「第十五條は法律の見地よりすれば甚だ無意義なり」(二〇二頁)第十六條は「法案が折角認可主義を採らざりし根本の自由的精神が失はれるが故に」本條も亦無用の規定に過すと解するのである(二〇三頁)。而して著者は以上の

如く社會局原案に批評を加へたる後「結語」として「公平な立場から見ても尙遺憾な點は少くないとしても」、「私の大體賛同を惜まない所のものである」(二〇四頁)と言ふ。

「労働法研究」に採録せられたる第二の論文は「根本的に改惡せられたる労働組合法案」であつて、行政調査會の労働組合法要綱に對する批評である。之によると第一に「労働組合の聯合」を組合の定義中より除外する結果「組合聯合の爲に忍ぶべからざる幾多の不便不利の生ずべきことを想像せざるを得ないのである」(二一八—二一九頁)。「個々の産業別組合に向つて法律上労働組合の取扱を與へさへすれば、其聯合に向つて重ねて特に同様の取扱を與へる必要はない」と云ふが如きは「實に現在尙發達の道程を辿りつゝある吾國組合運動の現實を無視した意見である」(二二五頁)。第二に修正案は總ての組合に法人格を與ふべき旨を規定して居るのであるが、之は「一方その團體の利益となる方面あると同時に、他方又その不利益となるべき方面も少くない」(二二八頁)。「公平なる第三者の立場よりすれば、一方治安警察法の廢止に依り國家的刑罰手段に依つて労働組合を壓迫するの主義を棄てつゝ、他方之れに代ふるに資本家自らの私的制裁を便ならしむべき法律を設けんとするが如きは事其れ自身甚だ矛盾なりと云はねばならない」(二三三頁)。修正案の第三の缺點は原案第二十一條の罰則規定を削除したる事であるが、著者は以上の如き改惡を要求したる資本家にして「若しも、その自ら揚言するが如く、産業に依つて國家に貢献する意があるならば、自己の利益を打算すると同時に、彼等の生産の缺くべからざる提携者——労働——の爲めにも同じく合理且公正なる取扱を與へ、彼等も亦満足して國家産業の爲めに共に努力せしむべく、萬全の策を講せねばならぬ譯である」(二三九頁)。「私は、一方労働者に向つて正に與ふべきものを與ふることなく、而かも他方資本の立場のみから國家産業の將來を考慮せむとするが如き人々に對して、絶對的に反對の意を表せざるを得ない」(二四一—二四二頁)と斷言してゐる。

「労働法研究」の第三の論文は「労働組合取締法案」を評す」と題し、政府の最後の労働組合法案即ち所謂政府確定案に對する批評である。之に於ては先づ著者は法案が行政調査會の「審議にかけられたこと夫自身の妥當さについて甚しき疑問を有する」ことを明かにし、大體前論の要旨を踏襲して第一に「同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者」にあらざれば組合を組織し得ざること、第二に組合の目的に關する規定、届出義務、組合の總てを法人とする規定が著しく原案と異なること、次に法案第十四條が原案第二十一條及び第十二條を骨抜き規定たらしめたること、最後に取締規定の嚴重なること、殊に解散規定(第十九條)に對しては「絶對的に解散命令を排斥せねばならない」(二六六頁)と極論し、最後に資本家に向ひ「彼等若し労働問題を論せんと欲するならば先づその資本家本位なる産業觀を棄つべきことを要求せざるを得ない」(二六八頁)又「警察當局が専ら社會治安の見地にのみ捉はれて労働組合を觀察せんとするが如きは偶過渡的現象として生ずる鬭争現象の實相を理解せざるの致す處であり、又軍事當局が専ら國防の見地より労働者の組織化を害せんとするが如きは、彼等の淺薄なる社會觀にとらはれて労働組合運動の眞面目を理解し得ざるものであつて、畢竟自ら偏狹なる愛國心と捉はれて漫りに他人の愛國心を疑はんとする彼等平常の偏見に外ならないのである」(二七一—二七二頁)と論破してゐる。

以上は「労働法研究」に於ける最初の三篇の要旨である。固より末弘博士の此新著には此三篇以外に向數篇を収録してゐる。然し叙上によりても博士の言はんと欲する一斑を窺ふに足るであらう。從來刊行せられたる労働法に關する邦書が多くは解釋法學的所産に過ぎざる時に於て、偶々時を隔つること少くして「日本労働組合法案研究」と「労働法研究」との二個の勞作を得たるを欣快として卒爾茲に紹介の筆を執りたる次第である。(大正十五年十月十八日)

園 乾 治

井リアム・ゴドキン「政治的正義」新刻版

William Godwin の一七九三年の著作 “An Enquiry Concerning Political Justice, and its Influence on General Virtue and Happiness.” (初版) が此度 Raymond A. Preston により翻刻せられ四六判二卷通計五百六十二頁のものとなつて出版せられた。但し兩卷に亘つて計十一節が省略せられて居る併し出版者の記す如く、主として省略せられたる箇所は政治的考察といふよりは寧ろ形而上學的考察の部分であり、就中 Hartley, Hume, Helvetius 等の學說の摘記に過ぎぬ部分である。而して此等の節はゴドキン自身も亦讀過して差支へなき部分である事を認めて居たのであるから、彼の主論を進る上に毫も不都合を感じしめないであらう。兎に角、後人に多大の影響を與へ、種々の意味に於て甚だ重要な意義を有する「政治的正義」の如き著作が、今日迄重版せらるゝ事がなかつたといふことは後學に多大の不便を感じしめて居たのであるから、本書の出版は洵に欣快の事と云はなくてはならない。

ゴドキンの著作程當時の英國思想界に深甚なる影響を及ぼせるものはなかつた。William Hazlitt は次の如く記して居る。

“He blazed up as a sun in the firmament of reputation; no one was more talked of, more looked up to, more sought after, and wherever liberty, truth, justice was the theme, his name was not far off.” The Spirit of Age.

時恰も佛蘭西革命によつて揚げられたる抑壓的特權階級に對する挑戰の烽火が、自熱的火焔の勢ひを以て全歐羅巴を席卷しつゝあるの時代であつた。自由、平等、博愛の思想に結合せる時代の革命的精神は澎湃として對岸大英帝國に襲來し、英國に於ける自由思想家等も亦舉つて政治的改革の間